

■「社会参加」の促進

令和2年6月に改正された社会福祉法では、地域福祉の推進に向けて「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」（第4条第1項）と規定され、課題を抱えた方々の社会参加を支援する地域づくりがより重視されるようになりました。

また、行政においては、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。」（第6条第2項）と規定され、各施策分野の連携が強く求められています。

なお、改正社会福祉法では、このような地域づくりと支援体制を一体的に整備する新たな事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

※ 社会福祉法は第1章 2（1）【参考】社会福祉法（P4-6）を参照してください。
 ※ 重層的支援体制整備事業については、第2章 2 地域福祉にかかる法・制度の動向（P56）に掲載しています。

【社会とのつながりを作るための支援】

一人では解決困難な課題を抱えた人は、支援機関等につながることで課題が整理され、課題解決に向けてさまざまな支援を受けることとなりますが、それらすべてを既存の制度や専門的な支援だけで担うことは困難です。支援を必要とする人が地域で自律的に暮らしていけるようになるためには、日常的な見守りなど、地域における人と人とのつながりが一層重要になっています。

また、だれもが地域でいきいきと暮らしていくためには、自らが地域の一員であると感じられるような“居場所”や“持ち場（役割）”を確保することが大切です。そのためには、行政や支援機関が課題を抱えた人のニーズなどを丁寧に把握して、制度の枠にとらわれず、地域の施設や関係者に働きかけ、個別性の高いニーズに柔軟に対応していくことが必要となります。

このような支援の積み重ねにより、“居場所”や“持ち場”を得た人が地域に増え、かつて支援を受けた人が、今度は別の課題を抱えた人を支援する役割を担う機会が生まれることで、支え、支えられる関係が循環し、人と人とのつながりが継続していくこととなります。

地域づくりにおいても、受け止める相談支援体制の確立においても、この視点をもって取り組むことが大切です。